

港湾施設及びその使用の区分		使用料算定の基礎		国際拠点港湾		重要港湾		地方港湾	
				新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	
係留施設の岸壁、係船くい及び棧橋	輸取出引等に係る使用	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トンにつき		1円56銭	1円56銭	1円56銭	1円27銭	51銭	
		係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総トン数1トンにつき		5円55銭	5円55銭	5円55銭	4円50銭	1円80銭	
		係留時間が12時間を超える船舶	係留時間が24時間以内 総トン数1トンにつき	7円40銭	7円40銭	7円40銭	6円	2円40銭	
			係留時間が24時間を超える場合 その超える12時間までごとに総トン数1トンにつき	3円70銭	3円70銭	3円70銭	3円	1円20銭	
	その他の使用	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トンにつき		1円72銭	1円72銭	1円72銭	1円40銭	56銭	
		係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総トン数1トンにつき		6円11銭	6円11銭	6円11銭	4円95銭	1円98銭	
物揚場及び係船護岸	輸取出引等に係る使用	係船	総トン数300トン未満の船舶 1隻1日につき	370円	370円	370円	無料	無料	
			総トン数300トン以上500トン未満の船舶 1隻1日につき	1,100円	1,100円	1,100円	無料	無料	
			総トン数500トン以上の船舶 1隻1日につき	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	870円	
	貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は完了後2日以内の場合		無料	無料	無料	無料	無料	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		4円	4円	4円	4円	1円30銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		5円94銭	5円94銭	5円94銭	5円94銭	1円94銭	
その他の使用	係船	総トン数300トン未満の船舶 1隻1日につき	407円	407円	407円	無料	無料		
		総トン数300トン以上500トン未満の船舶 1隻1日につき	1,210円	1,210円	1,210円	無料	無料		
		総トン数500トン以上の船舶 1隻1日につき	2,860円	2,860円	2,860円	2,860円	957円		
	貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は完了後2日以内の場合		無料	無料	無料	無料	無料	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		4円7銭	4円7銭	4円7銭	4円7銭	1円32銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		6円5銭	6円5銭	6円5銭	6円5銭	1円98銭	
荷さばき地	使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は完了後2日以内の場合		無料	無料	無料	無料	無料		
	使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		7円2銭	6円31銭	2円97銭	2円97銭	1円		
	使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		14円4銭	12円61銭	5円93銭	5円93銭	1円97銭		
待合所及び手荷物取扱所	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	万代島旅客ターミナル 15円57銭	国際旅客ターミナル 15円3銭	25円51銭	両津港 12円78銭 小木港 15円88銭			

港湾施設及びその使用の区分		使用料算定の基礎		国際拠点港湾		重要港湾				地方港湾		
				新潟港		直江津港		両津港 小木港		柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	
待合所及び手荷物取扱所	一般	使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき		万代島 旅客ターミナル 23円35銭	国際旅客ターミナル 22円54銭	38円27銭		両津港 19円17銭	小木港 23円83銭			
	専用	使用面積1平方メートル1月につき		万代島 旅客ターミナル 468円	国際旅客ターミナル 451円	766円		両津港 384円	小木港 476円			
上屋及び倉庫	鉄筋造り又は鉄骨造り	くん蒸庫 (1倉の収容容積が100立方メートルを超えるものに限る。)	くん蒸に係る使用	くん蒸1倉1回につき		31,335円						
			その他の使用	1日につき		11,943円						
	その他の施設	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	山の下上屋 18円1銭	東港区 14円36銭	その他のもの 14円67銭	中央埠頭2号上屋 16円54銭	その他のもの 14円42銭	両津港南埠頭貨物上屋 10円19銭	両津港その他のもの 12円98銭	小木港 18円43銭	姫川港 2円90銭
			使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	山の下上屋 27円1銭	東港区 21円47銭	その他のもの 22円1銭	中央埠頭2号上屋 24円82銭	その他のもの 21円64銭	両津港南埠頭貨物上屋 15円28銭	両津港その他のもの 19円47銭	小木港 27円64銭	姫川港 4円36銭
		専用	使用面積1平方メートル 1月につき	山の下上屋 540円	東港区 430円	その他のもの 440円	中央埠頭2号上屋 496円	その他のもの 432円	両津港南埠頭貨物上屋 306円	両津港その他のもの 389円	小木港 553円	姫川港 87円
	その他の構造	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	7円26銭								
			使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	10円89銭								
		専用	使用面積1平方メートル 1月につき	219円								
	保管施設の野積場	コンテナヤードにおけるコンテナ蔵置		20フィート換算によるコンテナ1個蔵置日数1日につき		54円						
		舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円51銭	3円15銭	1円49銭	1円49銭	49銭			
使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき				5円27銭	4円74銭	2円23銭	2円23銭	76銭				
専用			使用面積1平方メートル 1月につき	105円	95円	45円	45円	15円				
未舗装		一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円42銭	2円18銭	85銭	85銭	37銭				
	使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき		3円69銭	3円28銭	1円46銭	1円46銭	61銭					

港湾施設及び その使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾	
			新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
	専用	使用面積1平方メートル 1月につき	72円	66円	25円	25円	12円

港湾施設及びその使用の区分		使用料算定の基礎		国際拠点港湾		重要港湾			地方港湾	
				新潟港		直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	
船舶給水施設	輸取出引等に係る使用	基本料金 (執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) 西港区 155円 37銭 東港区 129円 81銭	水道料金に129円81銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に129円81銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に129円81銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に129円81銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に129円81銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	
			12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) 西港区 211円 32銭 東港区 186円 20銭	水道料金に186円20銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に186円20銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に186円20銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に186円20銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)		
		加算料金 (執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額		
	その他の使用	基本料金 (執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) 西港区 170円 91銭 東港区 142円 79銭	水道料金に142円79銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に142円79銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に142円79銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に142円79銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に142円79銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	
			12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) 西港区 232円 45銭 東港区 204円 82銭	水道料金に204円82銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に204円82銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に204円82銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に204円82銭を加えて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)		
		加算料金 (執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額		
荷役機械	移動式タワークレーン	1基使用時間1時間につき		42,836円						
	コンテナクレーン	1基使用時間1時間につき	72,285円	72,285円						
管理棟	使用面積1平方メートル1月につき	1,466円								
プレジャーボート施設の棧橋及び野積場	船舶の長さ1メートル1年につき	7,134円								
港湾施設用地	工作物を設置するもの	使用期間が1月未満の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	2円66銭	2円40銭	93銭	93銭	41銭			
		使用期間が1月以上の場合 使用面積1平方メートル1月につき	76円	68円	26円	26円	13円			
	工作物を設置しないもの	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	3円51銭	3円15銭	1円49銭	1円49銭	49銭		
			使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	5円27銭	4円74銭	2円23銭	2円23銭	76銭		
		専用	使用面積1平方メートル1月につき	105円	95円	45円	45円	15円		

港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎			国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾		
				新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	
港湾施設用地	工作物を設置しないもの	未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円42銭	2円18銭	85銭	85銭	37銭
			一般	使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円69銭	3円28銭	1円46銭	1円46銭	61銭
		専用	使用面積1平方メートル 1月につき	72円	66円	26円	26円	12円	
	架空工作物又は地下工作物			使用期間が1月未満の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	1円27銭	1円14銭	45銭	45銭	20銭
				使用期間が1月以上の場合 使用面積1平方メートル 1月につき	34円49銭	31円19銭	12円13銭	12円13銭	5円25銭
	電柱又は電話柱			本柱、支柱又は支線1本 1年につき	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	鉄塔			使用面積1.7平方メートル 1年につき	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	ハンドホール又はマンホール			1個1年につき	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	埋設管又は架空管類	埋設管	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110円	47円	47円	47円	47円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	140円	63円	63円	63円	63円
		架空管	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	290円	130円	130円	130円	130円
			外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	720円	320円	320円	320円	320円
			外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,400円	630円	630円	630円	630円
	架空線			長さ1メートル1年につき	12円	5円	5円	5円	5円
	地下線			長さ1メートル1年につき	7円	3円	3円	3円	3円

備考

- この表において「輸出取引等に係る使用」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する役務の提供に係る使用をいう。
- この表において「専用」とは3月以上継続して施設を使用する場合をいい、「一般」とは専用以外の場合をいう。
- この表において「くん蒸に係る使用」とは、くん蒸を目的とした使用であって、貨物の入庫の日から当該貨物の出庫の日又は当該くん蒸に係る除毒若しくは排気が終了した日の翌日のいずれか早い日までのものをいう。
- この表において「執務時間」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては午前8時30分から午後5時まで、土曜日にあつては午前8時30分から午後零時30分までをいう。
- 1件の使用料が50円未満の場合は、50円とする。
- 第4条の規定により許可を受けた港湾施設の使用目的が当該施設本来の用途と異なる場合にあつては、その使用目的により、この表の港湾施設及びその使用の区分の欄に掲げる港湾施設のうち用途が同一である港湾施設の使用料を徴収する。
- 使用料の算定方法については、規則で定める。